

## 公益財団法人伊方原子力広報センター役員及び 評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人伊方原子力広報センター（以下「この法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、参加費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬)

第3条 常勤の役員報酬月額、別記のとおり、伊方町職員の給与に関する条例「一般行政職給料表」とし、代表理事が理事会と評議員会の承認を得て、決めるものとする。

2 評議員の報酬は、無報酬とする。

### (諸手当)

第4条 常勤の役員には、前条の報酬の他、期末手当及び通勤手当を支給する。

2 前項の期末手当の支給については、伊方町特別職の職員の給与に関する条例（平成17年伊方町条例第43号）の適用を受ける職員の例により別記のとおりとし、代表理事が理事会と評議員会の承認を得て、決めるものとする。

3 1項の通勤手当は、伊方町職員の通勤手当の支給等に関する規則の例により支給する。

(費用弁償)

第5条 役員の費用弁償については、伊方町職員等の旅費に関する条例（平成17年伊方町条例第48号）によるものとし、その旅費の区分は、特別職の職員の例により支給するものとする。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって定まった日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人伊方原子力広報センターの設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。